

## 千葉県立千葉商業高等学校「いじめ防止基本方針」概要版

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめ問題への基本姿勢

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全職員が十分認識する。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- (3) 生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- (4) 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。
- (5) 「いじめ防止基本方針」が実効性を伴うものとなるよう努める。

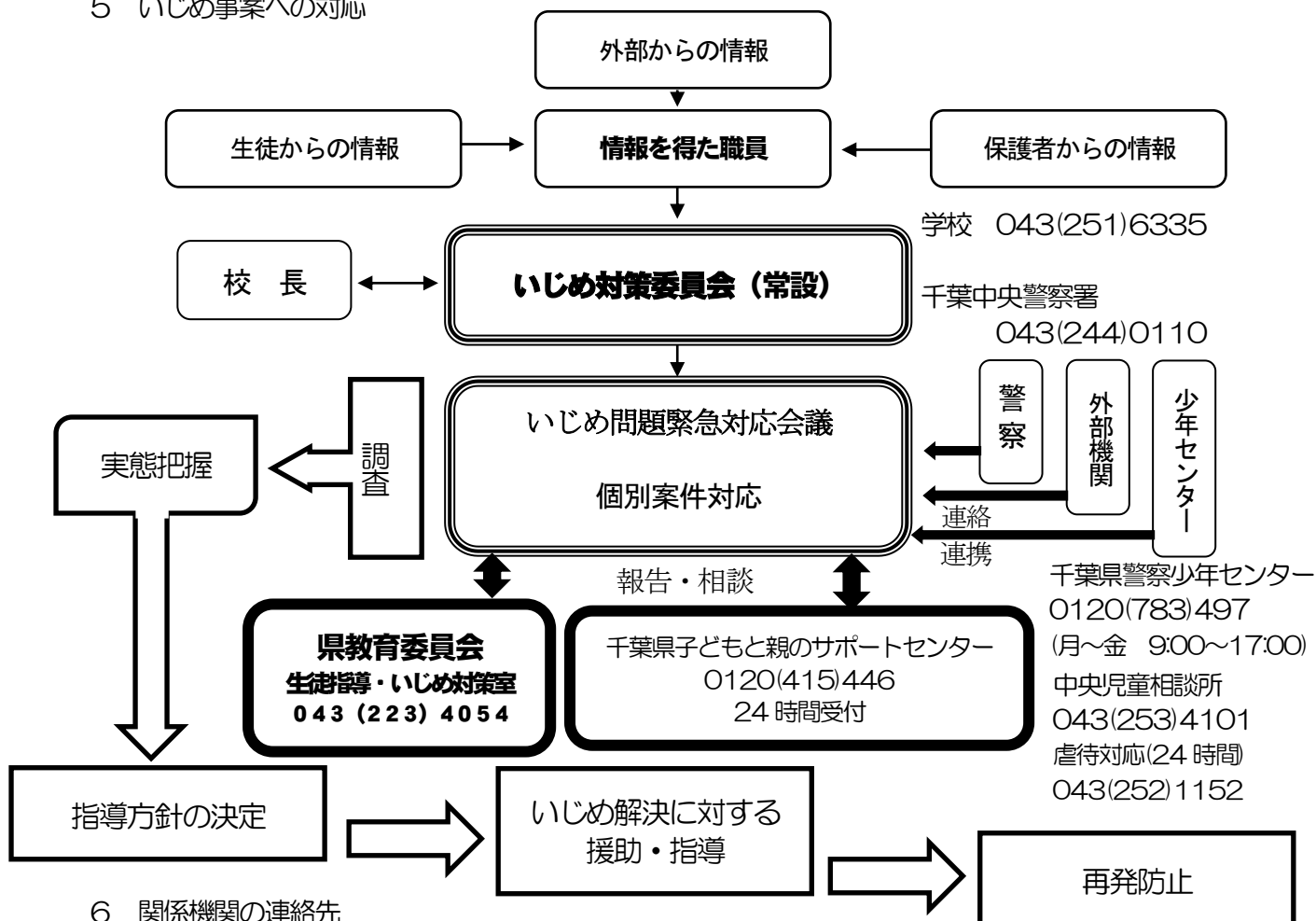
### 3 未然防止への取組

- (1) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- (2) 道徳教育・人権教育の推進
- (3) 学級経営の充実

### 4 早期発見への取組

- (1) 日常生活での取組
- (2) いじめアンケートの実施

### 5 いじめ事案への対応



### 6 関係機関の連絡先

24時間子どもSOSダイヤル	0120(0)78310
子ども人権110番	0120(007)110
児童相談所全国共通ダイヤル	189